

【利水】2) 名寄市、下川町の水道用水は現在でも余裕があり、名寄川の湧水流量に対してわずかしか占めないのので、サンルダムに水源を確保する必要はないのではないか。

流水の占用の許可を行うに当たっては、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成六年九月三十日付け建設省河政発第五十三号・河治発第七十三号・河開発第百十八号・河砂発第五十号建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長及び砂防部砂防課長連名通知) - 1 (3) に基づき、取水予定水量が基準湧水量(十年に一回程度の湧水年における取水予定地点の湧水流量をいう。以下同じ。)から正常流量を控除した水量の範囲内のものであることに留意し、審査を行うこととしています。

名寄川においては、真敷別地点における基準湧水流量(毎秒二・五八立方メートル)が、整備計画において定めている正常流量(かんがい期は最大おおむね毎秒六・〇立方メートル、非かんがい期はおおむね毎秒五・五立方メートル)を下回っているため、現状では新たに流水の占用の許可を行うことはできません。